

第1章. 特定事業計画策定にあたって

1. 基本構想策定の背景と経過

日野市交通バリアフリー基本構想(H17(2005)年～H22(2010)年)

*基本目標

- 1 安心して上を向いて歩けるまち
～移動のバリアフリー化～
- 2 人・地域のつながりを育むまち
～建築物・駅舎等のバリアフリー化～
- 3 ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛け
～バリアフリー実現のための条例等の制定～

*ユニバーサルデザインの考え方を明記

*重点整備地区の設定

(日野駅・豊田駅・高幡不動駅・百草園駅)

*地区内の特に重要な経路や駅施設などを最優先でバリアフリー化整備を実施

*ハード施策のみならず、公共交通事業者に対しソフト施策(研修・普及啓発)を位置づけ

日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画(H24(2012)年～R3(2021)年)
(第二次日野市バリアフリー基本構想)

*UD条例(H21(2009)年制定)に基づく推進計画に基本構想を組み込み

*目指す姿を明記・基本目標は継続

市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち

*重点整備地区の追加設定

(南平駅、平山城址公園駅、市役所を加え、計7地区)

*バリアフリー法に基づき、『生活関連経路』『生活関連施設』を設定

*心のバリアフリー(※)事業について、建築物を含む各施設管理者の事業とした

※) 一人ひとりが、高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識すること。

第二次日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画(R4(2022)年～R13(2031)年)
 (日野市移動等円滑化促進方針・第三次日野市バリアフリー基本構想)

- * 目指す姿・基本目標を継続
- * 重点整備地区 7 地区の継続(一部拡大)
- * 心のバリアフリー事業をバリアフリー法に基づく『教育啓発特定事業』と位置づけ

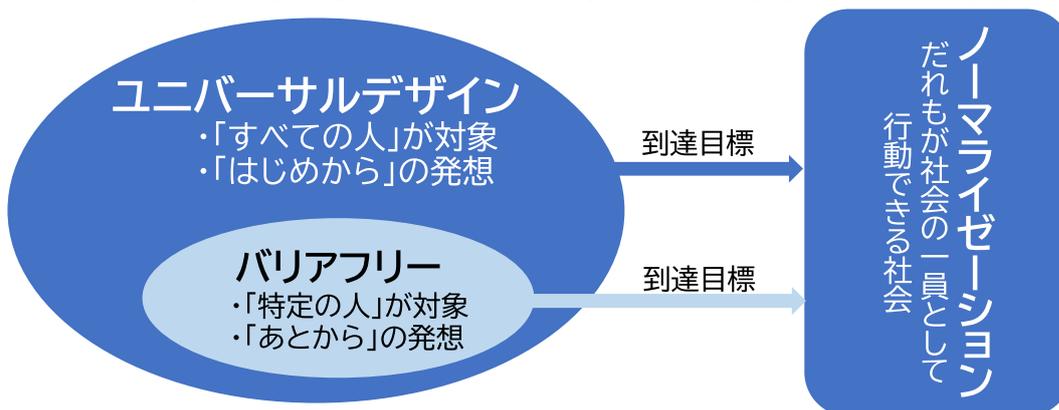
【コラム】ユニバーサルデザインとバリアフリーについて

ユニバーサルデザインについては、UD推進条例第2条で、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境を構築する考え方」と定義されています。ここでは、第二次UD推進計画の前提認識としてユニバーサルデザインまちづくりの基本的な考え方について整理します。

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障害者・高齢者等)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとからバリア(障壁)を取り除く	はじめからバリア(障壁)をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取組の前提	バリア(障壁)はすでに存在している	バリア(障壁)がないことがあたりまえ
取組の姿勢	特定の人にとって利用上のバリア(障壁)の数を減らしていく	すべての人にとって、さらに利用上の質が高まるように絶えず改善に取り組む

◇バリアフリーとユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションの関係



※バリアフリー法に基づく「基本構想」策定の主目的は、「既存施設等の改修」です。

移動等円滑化基準への適合義務が課されない「既存施設等」は、基本構想に“特定事業”として定めることで、特定事業を実施する者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務が課せられ、改修が行われます。

既存施設等を“あとから”“改修”するため、第三次日野市“バリアフリー”特定事業計画と名称を付しています。なお、改修に当たっては可能な限りユニバーサルデザインの基準や考え方に準拠し行われます。

2. 特定事業計画策定の趣旨

基本構想が作成されたときは、当該基本構想に即して特定事業を実施するための計画(特定事業計画)を作成し、これに基づき特定事業を実施するものとされています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
に基づく重点的かつ一体的な推進

第二次日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画(R4(2022)年~R13(2031)年)
(第三次日野市バリアフリー基本構想)

【本計画】 **第三次日野市バリアフリー特定事業計画**(~R13(2031)年)

- **公共交通特定事業計画**
⇒公共交通事業者等は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 28 条)
- **道路特定事業計画**
⇒道路管理者は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 31 条)
- **都市公園特定事業計画**
⇒公園管理者等は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 34 条)
- **建築物特定事業計画**
⇒関係する建築主等は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 35 条)
- **交通安全特定事業計画**
⇒公安委員会は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 36 条)
- **教育啓発特定事業計画**
⇒市町村等は基本構想に即して計画を作成し事業実施(法 36 条の 2)

市では、各特定事業間の整合性を確保し効果的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を策定しました。

3. 特定事業計画で定める事項

特定事業計画では、バリアフリー法に基づき、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ① 特定事業を実施する施設等
- ② 特定事業の内容及び実施予定期間
- ③ 事業の実施に際し配慮すべき重要事項